

会 議 録

会 議 名 平成 26 年度第 1 回北杜市国民健康保険運営協議会
開催日時 平成 26 年 6 月 5 日（木） 午後 6 時～
開催場所 北杜市役所 西館特別会議室
出席者 委員 16 名 事務局 6 名 計 22 名
出席委員： 福田国夫、藤原良一、小林富士雄、高橋勝彦、浅川京子、山口博、溝口透、
進藤俊幸、上原美奈子、赤岡直樹、浅川一紀、谷戸嘉一、進藤幸夫、名取精子、
藤澤政之、奈良田伸司
欠席委員： 宮沢俊彦、三井梓、浅川健一、中嶋克仁、大友哲、中田満、堀内敏光、
深澤久美子、清水康男、小澤宜夫
事務局： 平井市民部長、谷戸市民課長、
市民課国保年金担当 進藤、渡辺、小林 健康増進課 廣瀬保健師

議 題

- 1) 平成 25 年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込みについて
- 2) 平成 26 年度北杜市国民健康保険税の税率について
- 3) 北杜市国民健康保険税条例の一部改正について
- 4) 国保運営主体の県移管に向けた動きについて
- 5) その他

公開・非公開の別 公開
傍聴人の数 1 名

審議内容

1. 開会のことば

(事務局)

本日はお忙しい中、また、お疲れのところご出席いただき誠にありがとうございます。ただ今から、平成 26 年度第 1 回北杜市国民健康保険運営協議会を始めたいと思います。

本日の出席委員は 15 名です（1 名は遅れて出席）。協議会規則第 5 条に規定されています定足数に達していますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。

なお、本会議は公開です。本日は 1 名の傍聴人の参加がございますのでご了承ください。

それでは、お手元の資料の次第に沿って進めさせていただきます。はじめに赤岡会長よりごあいさつをいただきます。よろしく申し上げます。

2. 会長あいさつ

(会長)

こんばんは。北海道で 37.8 度を記録したと思ったら、今日は肌寒いような日となりました。変な気候が続いて、皆さん体調の管理に悩んでおられるのではないかと思います。

田植え等は一段落した時期だと思いますが、本日はお忙しいところ、また、お疲れのと

ころお集まりいただきましてありがとうございます。慎重審議にご協力いただきたいと思います。

(事務局)

ありがとうございました。続いて白倉市長がごあいさつを申し上げます。

3. 市長あいさつ

(市長)

皆さん、改めましてこんばんは。

ふるさと水田青田になってきました。新緑も美しくよい季節であります。本日はご多用の中、市役所まで足をお運びいただきまして、国保運営協議会が開催できますこと大変ありがたく思います。また、日ごろから皆様方には市政全般に亘って心を寄せていただき、特に国保の問題についてはご尽力をいただいておりますことを深く感謝申し上げます。新しい時代のふるさとをつくろうということで合併した北杜市も今年で10周年であります。職員と力を合わせて、市の礎を築くべく全力でがんばって参りますので今後ともよろしく願いいたします。

本日の会議では、平成25年度の決算見込みと平成26年度の国保税の税率についてご協議いただくとともに、国保税条例の一部改正と、国保運営主体の県への移管に向けた動きなどについてご説明させていただきます。

平成25年度の決算につきましては、ほぼ数字が固まりまして、これまで年々増加してきた医療給付費が、昨年度はインフルエンザの流行が小規模であったことなどを背景に7年ぶりの減少となりました。保険税収入については、被保険者数の減少等により調定額は若干減少しておりますが、収納率が5年連続の上昇となる見込みで、収入額自体は平成25年度も前年度とほぼ同額が確保できそうです。また、北杜市国保の運営実績が評価され、昨年度は国の特別調整交付金（経営努力分）が3,000万円交付されておまして、平成26年度決算においては想定を大きく上回る3億5,000万円程度の剰余金が生じる見込みとなっております。

このため、本日ご協議していただきます平成26年度の国保税率につきましては、事務局といたしましては改正の必要ないものと判断しているようであります。この後皆様に資料をお示ししてご説明することになっておりますのでご協議の程、よろしく願いいたします。

今後も皆さんが安心して医療を受けられるような国保運営に努めてまいりますので、委員の皆様におかれましても、北杜市の国民健康保険事業の適正な運営のため、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

(事務局)

ありがとうございました。市長はこのあとの公務のため、ここで退席させていただきます。

《市長退席》

(事務局)

議事に入ります前に、4月の定期異動によりまして職員の異動がありましたのでご紹介申し上げます。市民部長の平井です。

(事務局)

4月の異動で市民部長になりました平井でございます。去年の3月まで市民課長をしておりましたので、皆様方とは任期始めの最初の会議で一緒させていただきました。これからまたよろしく願いいたします。

(事務局)

新しく出席しました、一番端にいる小林でございます。

(事務局)

小林と申します。よろしく願いいたします。

(事務局)

協議会規則第3条により会長が議長となる旨規定されておりますので、赤岡会長に議長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

4. 議事

(議長)

それでは議長を務めさせていただきます。次第によりまして議事を進めて参りますので、ご協力をお願いします。まず、会議録署名委員を指名します。19番浅川一紀委員、21番谷戸嘉一委員、22番進藤幸夫委員。以上3名を会議録署名委員として指名いたします。よろしくをお願いします。

それでは、議事に入ります。議事の1番、平成25年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込みについて、事務局より説明を求めます。

(事務局)

それでは、議事の1番、平成25年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込みについてご説明いたします。先般郵送にてお送りしました資料の1ページをご覧ください。

決算の見通しにつきましては、前回2月の運営協議会でも細かく説明しておりますので、今回は予算科目でいきます款ごとに大まかに説明させていただきたいと思っております。

先に結論を申し上げますと、前回の見通しを大幅に上回らして、3億5,000万円程度の繰越金が生じることとなりました。主な要因といたしましては、まず歳入では国庫支出金が前回お伝えした額を4,800万円ほど上回る見込みです。内訳としましては、療養給付費負担金と調整交付金がそれぞれ伸びておりまして、特に調整交付金につきましては、本市の国保事業の経営姿勢が評価され特別分が3,000万円交付されております。

歳出につきましては、保険給付費が前回の見通しを約7,000万円下回ることになりまして、大幅な不用額が発生する見込みです。冬場の大雪で外出が控えられたこと、インフルエンザの流行が比較的小規模だったことなどが要因と思われまます。また、共同事業拠出金、これは高額な医療費の共同支払事業に対する負担金であります。こちらも4,800万円余り前回の見込みを下回っております。

それでは科目ごとに説明していきたいと思っております。まず、歳入ですが、太枠で囲んであります箇所の「H25年度決算見込②」と「H24年度決算①」の比較増減欄を中心にご説明いたします。

歳入のうち、まず保険税ですが、現年の一般分・退職分を合わせた合計がH25年度決算見込み額14億4,865万円、H24年度決算との比較増減では210万3千円の減。過年

につきましては9,077万3千円、505万6千円の減。保険税合計15億3,942万3千円、716万1千円の減です。続いて使用料及び手数料は112万6千円、2万9千円の減。国庫支出金は11億9,643万8千円、2,533万円の増。増加理由は先程申し上げたとおり、療養給付費負担金と調整交付金の増によるものです。療養給付費等交付金（退職被保険者に係る交付金）であります。4億4,561万7千円、984万2千円減。前期高齢者交付金15億7,953万8千円、8,663万1千円増。前期高齢者加入率の変動と、前期高齢者の医療給付費の増による交付金増になります。県支出金3億788万6千円、415万8千円増。共同事業交付金5億7,361万4千円、3,068万7千円減。財産収入17万9千円、1万6千円減。繰入金の基金0円。前回ご説明したとおり、今年度も基金からの繰り入れは回避できる結果となりました。一般会計からの繰入は4億2,042万2千円、4,961万3千円減。平成24年度は重度心身障害者医療費助成事業の過去の算定誤り分を一括して繰り入れしましたが、25年度はこれがないためです。繰越金2億1,239万1千円、6,083万1千円増。諸収入1,304万1千円、473万1千円減。歳入の合計は、25年度決算見込み合計62億8,967万5千円、対前年比7,487万1千円の増加となっております。

つづいて、歳出についてですが、職員給与費2,040万円、54万9千円増。総務費3,313万6千円、54万1千円減。保険給付費38億6,661万4千円、1億205万5千円減。減少理由は先程申し上げたとおりです。後期高齢者支援金等8億7,805万8千円、4,150万1千円増。前々年の確定清算によるものです。前期高齢者納付金等90万2千円、1万5千円増。老人保健拠出金3万5千円、4千円減。介護納付金4億1,555万円、3,048万1千円増。前々年の確定清算による増です。共同事業拠出金6億728万5千円、1,923万5千円増。保健事業費6,963万8千円、435万8千円減。基金積立金17万9千円、1万6千円減。公債費2,833万9千円、増減0。諸支出金1,239万8千円、5,468万6千円減。国庫支出金（療養給付費負担金等）の確定精算による返還金が少なかったためです。歳出計59億3,253万4千円、対前年6,987万9千円減となります。

平成25年度歳入歳出差引見込額は3億5,714万1千円となります。この差引残額についてはH26年度への繰越金となります。

説明は以上となります。ご審議をよろしく申し上げます。

（議長）

それでは、質問、ご意見を伺いたいと思います。ございましたら挙手をお願いします。

（委員）

繰越金の見込みが3億5,714万1千円ということで、昨年に比べて大幅に増えております。何も言うことのないような良い数字だと思います。

（議長）

その他にご意見はありますか。

無いようですので、この件について原案どおり承認することよろしいでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（議長）

異議なしと認め、原案どおり承認することとします。続いて、第2号議案の平成26年度北杜市国民健康保険税の税率についてを議題とします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、平成 26 年度の国保税の税率についてご協議いただく資料として、2 ページの「国民健康保険税（現年度分）本算定見込み」をご覧いただきたいと思います。

昨年も同じ様式にてご説明させていただきましたが、改めてご説明させていただきますと、国保税は①医療分とあります通常の医療保険分と、②介護分と書いてあります、40 歳～64 歳の方からのみ徴収する介護保険料としての分、③支援分と書いてあります、後期高齢者医療制度を支えるための財源となる後期高齢者支援金分の 3 本立てとなっており、この 3 項目についてそれぞれ計算して得た金額を合算して世帯ごとの国保税額を算出しております。また、医療保険分、介護保険分、後期高齢者支援金分の中には、それぞれ世帯の所得に応じて計算する所得割、世帯の所有する資産に応じて計算する資産割、世帯の加入者数に応じて計算する均等割、一世帯につきいくらかと計算する平等割の 4 項目があり、これらによってはじいた金額を合算しています。

資料は、7 月当初に現年分として課税する見込みの金額を、平成 25 年度と 26 年度で比較したものです。なお、平成 26 年度は税率を変更しないという前提のもとに、各項目の税率は全て同じものを使っています。

まず、①の医療保険分についてですが、所得割の基礎となる世帯全員の課税所得は平成 25 年度が 94 億 6,375 万 9,702 円、平成 26 年度が 101 億 6,981 万 6,807 円で、これにそれぞれ税率 5.7%を掛けますと、算出税額は平成 25 年度が 5 億 3,943 万 4,303 円、平成 26 年度が 5 億 7,967 万 9,558 円となります。この基礎数値は各世帯の H25 年中の所得であり、税務課の確定申告と住民税申告のデータを使用していますが、平成 26 年度は平成 25 年度と比べて所得水準が伸びていることから、税額自体も 4,024 万 5,255 円増加しております。

資産割については、税務課の固定資産税のデータを基礎としておりますが、固定資産税額全体が伸びておりますので国保税の資産割の基礎数値は平成 25 年度の 4 億 4,068 万 4,000 円から平成 26 年度は 4 億 5,224 万 300 円へと増加しており、これに税率 27%を掛けますと平成 25 年度の算出税額は 1 億 1,898 万 4,680 円、平成 26 年度は 1 億 2,210 万 4,881 円で差し引き 312 万 201 円の増加となりました。

均等割は、世帯の加入者数に 22,800 円を掛けた金額ですが、加入者が 1 万 7,124 人から 1 万 6,928 人に減ったため、税額は 446 万 8,800 円の減額となります。

一世帯についていくらかという形で計算する平等割については、平成 25 年度には通常の 23,000 円を徴収する世帯が 8,790 世帯、半額の 11,500 円を徴収する特定世帯と呼ばれる世帯が 620 世帯、4 分の 3 の 17,250 円を徴収する特定継続世帯と呼ばれる世帯が 337 世帯ありましたが、平成 26 年度には 23,000 円を徴収する世帯が 8,765 世帯、11,500 円を徴収する世帯が 621 世帯、17,250 円を徴収する世帯が 340 世帯となっており、これらのトータルを比較すると、平成 26 年度は前年度比較で 51 万 1,750 円の減額となる見込みです。

これから両年度ともそれぞれ軽減額を控除することになるわけですが、次の議題で改めてご説明いたしますが、税制改正によりまして低所得者に対する軽減措置が拡充されたこと、また、所得の伸びによって課税限度額を超えた人が増えたことなどによりまし

て、控除する額が平成 25 年度の 2 億 433 万 4,052 円に対して、平成 26 年度は 2 億 6,379 万 2,859 円と大幅に増えております。これにより、トータルでは平成 25 年度の税額 10 億 5,962 万 5,000 円に対し、平成 26 年度は 10 億 3,855 万 1,000 円で、差し引き 2,107 万 4,000 円の減額となる見込みです。

これを収納見込額で比較しますと、両年度とも 94%を掛けておりました、差し引き 1,980 万 9,600 円の減額となります。

なお、これを加入者 1 人あたりの税額に換算しますと、平成 25 年度は 6 万 1,853 円、平成 26 年度は 6 万 1,325 円となります。

次に②の介護保険分ですが、税率は所得割が 1.4%、資産割が 6.9%、均等割が一人 8,000 円、平等割が一世帯 6,000 円です。説明が長くなりますので合計だけを読み上げますと、国保税額は平成 25 年度が 1 億 3,613 万 7,000 円、平成 26 年度が 1 億 2,932 万 6,000 円で、差し引き 681 万 1,000 円の減、収納見込額は平成 25 年度が 1 億 2,796 万 8,800 円、平成 26 年度が 1 億 2,156 万 6,400 円で、差し引き 640 万 2,400 円の減、1 人あたりは平成 25 年度が 1 万 9,810 円、平成 26 年度が 1 万 9,631 円で、差し引き 179 円の減となります。

次に③の後期高齢者支援金分ですが、税率は所得割が 1.7%、資産割が 9%、均等割が 1 人 7,500 円、平等割が 1 世帯 6,000 円、3,000 円、4,500 円の 3 パターンです。合計で、国保税額は平成 25 年度が 3 億 2,148 万円、平成 26 年度が 3 億 1,767 万 5,000 円で、差し引き 380 万 5,000 円の減、収納見込額は平成 25 年度が 3 億 219 万 1,200 円、平成 26 年度が 2 億 9,861 万 4,500 円で、差し引き 357 万 6,700 円の減、1 人あたりは平成 25 年度が 1 万 8,749 円、平成 26 年度が 1 万 8,740 円で、差し引き 9 円の減となります。

最後に 3 項目の合計ですが、国保税額は平成 25 年度が 15 億 1,724 万 2,000 円、平成 26 年度が 14 億 8,555 万 2,000 円で、差し引き 3,169 万円の減、収納見込額は平成 25 年度が 14 億 2,620 万 7,500 円、平成 26 年度が 13 億 9,641 万 8,800 円で、差し引き 2,978 万 8,700 円の減、1 人あたりは平成 25 年度が 10 万 412 円、平成 26 年度が 9 万 9,696 円で、差し引き 716 円の減となります。

このように、税率を据え置いた場合の試算では、平成 26 年度は約 3,000 万円、△2.1% 程度の減収が見込まれるという結果になっております。しかしながら、税制改正に伴う軽減額の拡大分は消費税増税の財源を元に国から補てんされる見込みであること、また、議事の 1 番目にご説明したとおり、平成 26 年度につきましては前年度からの繰越金が 3 億 5,000 万円程度見込まれることから、事務局といたしまして平成 26 年度は税率の改正は特に必要ないものと考えております。

説明は以上であります。委員の皆様のご意見を伺いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(議長)

それではご意見を伺います。意見のある方は挙手をお願いします。

(委員)

消費税率アップやインフレの傾向にある中で、1 人あたり調定額の試算が僅かながらでも昨年に比べて減額になるというのは各家庭に助かります。健全な会計運営がなされているということで、非常によろしいかと思えます。

(議長)

その他にご意見はございますか。

無いようですので、この件について原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。続いて第 3 号議案、北杜市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、資料の 3 ページをお願いします。北杜市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。この件については前回の会議で事前にご説明させていただきましたが、課税限度額の見直しと低所得者の保険税軽減に関するものになります。

改正の趣旨といたしましては、地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充が図られたため、北杜市国民健康保険税条例の一部を改正するものがあります。根拠法令である地方税法等の一部改正に伴う条例改正であり、公布日から施行日まで猶予期間が短かったことから、専決処分により改正をさせていただきました。今後、6 月議会にこれを報告し、承認をいただく予定となっております。

具体的な改正の内容といたしましては、1 点目が国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の 14 万円から 16 万円に引き上げ、また、介護納付金課税額に係る課税限度額も現行の 12 万円から 14 万円に引き上げるものです。

国民健康保険税は先程もご説明したとおり、医療分と、後期高齢者医療制度の支援金分、介護保険料相当分の 3 項目に分けて税額を計算させていただいております。それぞれの項目には上限額が設定されております。これまで、後期高齢者支援金分は 14 万円、介護保険分は 12 万円が上限となっていて、所得がどれだけ高くてもこれ以上税金はかからない仕組みなのですが、この上限額が引き上げとなるものです。

2 点目の改正点は、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げ等を行うというものになります。具体的な計算方法の説明については、細かい話しになりますので、前回の資料をご確認いただくということにして省略させていただきますが、要するに軽減を受けられるか受けられないかの判定基準が緩くなって、軽減の対象者が増えるということになります。

専決処分によりまして、今年の 4 月 1 日から条例施行されておりますのでよろしくお願ひします。

なお、次の 4 ページに、この条例改正による影響額の試算表を作成してありますのでご覧いただきたいと思ひます。平成 26 年度の課税所得等をもとに、条例改正前と条例改正後の状況をシミュレーションしております。

例えば一番上の医療保険分をご覧いただきたいのですが、トータルの税額は条例改正前と後で 2,090 万 8,320 円の減収となります。要因としましては、均等割 5 割軽減額の行を見ていただきたいのですが、対象者が 1,380 人から 2,635 人に増加し、軽減するこ

ととなる金額が 1,430 万 7,000 円増えております。平等割 5 割軽減も 575 世帯から 1,305 世帯に増えて、軽減額が 792 万 3,500 円増えることとなります。2 割軽減の対象者と対象世帯は逆に減少しておりますが、これは、これまで 2 割軽減だった方が 5 割軽減に相当数移行したためではないかと考えております。

後期高齢者支援金分、介護保険分については説明を省きますが、だいたい同じような傾向でありまして、合計では、一番下の合計欄のトータル税額の行の黒塗りの所にありますとおり、全体では 2,585 万 2,181 円の減収となります。

このように、国の決定した制度改正の影響によりまして本市の保険税は減収になってしまうわけですが、一番下に記載してありますとおり、減収となった分は消費税増税による財源で国が補てんしてくれる見込みとなっております。地方交付税に算入されるのか、補助金として交付されるのか今のところ詳細は不明ですが、補てんされる金額と今年度見込める税収入を合わせますと、概ね前年度並みの収入は確保できるのではないかと考えております。

(議長)

事務局の説明が終わりました。委員のみなさまの中にご意見、ご質問ございますか。

(委員)

5 割軽減や 2 割軽減の対象になった世帯には通知するのですか。周知方法をどうするのか説明してください。

(事務局)

全国的な制度改正なので様々な方法で周知が行われますが、北杜市としては広報 7 月号で制度改正についてのお知らせをする予定です。また、細かい点は 7 月中旬にお送りする納税通知書にてご確認いただけるようになっています。

(委員)

この制度改正によって 2,500 万円程度減収になり、その分は国から補てんされる見込みとのことですが、これは当初予算に織り込み済みですか。

(事務局)

当初予算要求は 11 月末に締め切られますが、この件について具体的に分かってきたのは年明け後でした。このため、当初予算には盛り込んでおりませんので、今後 12 月または 3 月補正にて予算計上する方針です。

(議長)

その他、この件についてご意見はありますか。

無いようですので、この件については進めていただきたいと思います。

次に、第 4 号議案、国保運営主体の県移管に向けた動きについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

保険者の県への移管については、新聞、テレビ等で報道されておりますが、国保の運営主体を市町村から都道府県に移管するというところで、現在国において協議が進められております

資料の 6 ページから 8 ページをお開きください。社会保障制度改革推進法により設置された「国民会議」の報告書の中から、国民健康保険の保険者の在り方等についての部

分を抜粋したものですこの報告書の中に「国民健康保険の運営主体を都道府県とする」ことが盛り込まれ、これを受けて「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」、俗にプログラム法と言われますが、こちらが施行されております。このプログラム法で、平成 29 年度を目途に都道府県単位で保険者移管を行うこととし、必要な法律案を平成 27 年通常国会への提出を目指すスケジュールとなっております。

現在の状況についてですが、資料の 5 ページをご覧ください。国においては、現在事務レベルのワーキンググループによる話し合いが開催されています。7 月を目途に、中間的な取りまとめが行われる予定とされています。

山梨県については、現在、「保険者移管準備会議設置要綱」を制定し、今後設置される予定である保険者移管会議に引き継げるよう協議を行う予定で進めています。国の協議の詳細について、具体的な情報がまだ無い段階で、現在不明であるため、当面の間は市町村間の情報交換の場としていく予定としています。7 月の中間的な取りまとめを受けて協議内容がわかってくると思われます。県では国の協議の動向を見守りながら、定期的に協議が諮られていくとしています。北杜市も会議のメンバーに加わっておりますので、引き続き情報を集めて、動きを把握していきたいと考えております。

(議長)

詳細については不明な点も多いとのことですが、何かご質問はありましたらお願いします。

(委員)

市町村それぞれの頑張り、経営努力によって保険税が抑えられていると思いますが、移管によってそういうものがなくなってしまうのではないかという懸念があります。北杜市では保険税が上がらないように努力していただいておりますが、全県で運営するという事になれば、おそらく保険税は上がることになると思われます。会議の場では、そのような点をよく話し合ってください。

(委員)

県へ移管した場合、市町村はどの程度かわかることになるのでしょうか。不明な点が多いようですが、市町村の意見をきちんと吸い上げてもらいたいものです。

(事務局)

7 月の中間取りまとめがどの程度具体的なものになるか注目したいと思います。市町村が保険税の徴収をするのか、どの程度関与することができるのかといったことについて情報収集していきます。

(委員)

各市町村の担当者が県に行く手前で話し合うような会議の場というのがありますか。

(事務局)

保険者移管準備会議の下に、市町村の代表、国保連合会、国保援護課の事務レベル担当者を集めたワーキンググループが設置され、ちょうど明日、第 1 回目の会議が行われることになっている。ここが具体的な話しをする場になります。

(議長)

北杜市民の不利益にならないように、事務局は頑張ってくださいと思います。

その他、ご意見はありますか。

(委員)

運営を県に移管するとなると、収納率の低下などが心配です。住民に一番身近な市町村が努力しているからこそという面があると思います。その点に注意していただくとともに、この件については情報が入りましたら随時ご説明いただきたいと思います。

(議長)

その他、この件についてご意見はありますか。

無いようですので、事務局は委員さんの不安を取り除くように、ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、5番のその他について、事務局から何かありますか。

(事務局)

その他といたしまして、1点だけ、子ども医療費助成金の支給年齢拡大についてご説明したいと思います。資料の10ページをご覧ください。

すでに広報紙等でお知らせしておりますのでご存じの方もいらっしゃるかと思います。北杜市では今年10月1日から、子ども医療費の助成金の支給、実際の運用としましては医療機関での医療費窓口無料化というケースが多いのですが、この対象年齢を現在の小学校3年生から小学校6年生まで引き上げることになりました。

子育て支援課が担当課であり、市民課の仕事ではないのですが、国保に影響がありますので、委員の皆様にご報告をさせていただきたいと思います。

資料を読ませていただきますが、初めに趣旨としまして、『子どもの健やかな成長に寄与するとともに保護者負担の軽減を図るため、平成26年10月1日から医療費助成金の支給対象年齢を小学校6年生まで拡大する。』ということであります。

次に、経緯・事業概要ですが、『子育て支援対策及び少子化対策は、県内他市と比べて少子高齢化が進む北杜市にとって喫緊の課題である。これまで、子ども医療費の窓口無料化については、制度を拡大する財源の確保が難しいなどの理由から、平成21年4月以降小学校3年生までに据え置いてきた。しかし、平成24年第1回北杜市議会定例会において「中学3年生まで医療費助成の改善を求める請願」が採択され、住民のニーズと関心が非常に高い状況となっている。このため、市として対象年齢の拡大を慎重に検討したところ、県の補助制度は未就学児までを対象にしており、拡大は全て一般財源で賄わなければならないこと、また、保育料の第2子以降無料化など本市独自の子育て支援事業を多方面から実施していることなどを総合的に勘案し、当面、小学校6年生である満12歳まで対象年齢を拡大することになった。なお、拡大に係る財源として、消費税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増額分等の充当を予定している。』ということです。

県内には中学校3年生まで医療費を無料にしている自治体もいくつかあるようですが、北杜市では財政状況等を鑑みて、小学校6年生までの拡大としたようです。

次に、国民健康保険への影響ですが、対象年齢拡大分の助成金（医療費の3割分）の支払い自体は子育て支援課が行うため、その点では国保会計に影響はありません。ただし、窓口無料化の実施は受診者数の増加、つまり医療費の増加につながるため、医療給付費の支払いを支援する目的である国庫補助金にペナルティーが課され、補助金額が減額されることとなります。市民課の試算では、今回の対象年齢拡大分だけでも120万円程度の減額が予想されるため、今後、一般会計からのその分の補てん（繰入金）を予算

要求していく方針です。

説明は以上となります。

(委員)

議会での審議過程を聞くところ、いずれは中学 3 年生まで拡大することになるのではないかという気がします。そうすると、さらに国保に影響が出ることになりますし、何でも無料というのは良くないと思いますので、今後は慎重に検討してもらえればと思います。

(議長)

その他に意見はありますか。

無いようですので以上で、議事を閉じます。

本日の案件が終了したことを述べて議事を閉じる。

5. 閉会のことば

(事務局)

本日はお忙しい中、慎重なご審議ありがとうございました。以上をもちまして本日の協議会を終了させていただきます。

時刻 午後 7 時 10 分